

幼児教育・保育の無償化の手引き

－ 認可外保育施設等を利用する皆様へ －

この説明書は美作市に住所を有する方用です。他市町村の方は住所を有する市町村にお尋ねください。



認可外保育施設等とは下記の内容で、民間の施設では県に設置届が出され、市が確認したものに限りです。

- ★認可外保育所での保育（民間保育所、従業員専用の託児所等）
- ★保育園の一時預かり
- ★幼稚園の預かり保育
- ★病児保育
- ★ファミリー・サポート・センターの預かり保育

手続き用 添付様式

- <様式 1> 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- <様式 2> 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
- <様式 3> 就労証明書
- <様式 4> 求職活動申告書
- <様式 5> 施設等利用費請求書(償還払い用)
- <様式 6> 特定子ども・子育て支援に係る領収書
- <様式 7> 特定子ども・子育て支援提供証明書
- <様式 8> 活動報告書

美作市保健福祉部 子ども政策課

0868-75-3911

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の観点から、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。3～5歳または、0～2歳で市民税非課税世帯は、幼稚園や保育園、認定こども園の保育料が無償化されます。

また、認可外保育施設等を利用される場合の保育料も無償化の対象となりますが、「施設等利用給付認定」で「保育の必要性の認定」を受けていることが条件です。→(4 施設等利用給付認定の受け方 参照)

認可外保育施設等の保育料は、美作市から保護者へ給付されます。

この給付を「施設等利用給付」といいます。

2 認可外保育施設等の保育とは

下記の保育で、民間施設では県に設置届が出されていて、市が確認した施設に限ります。



★認可外保育所での保育(民間保育所、従業員用の託児所等)

★保育園の一時預かり

★幼稚園の預かり保育

★病児保育

★ファミリー・サポート・センターの預かり保育(送迎のみは対象外)



3 認可外保育施設等を利用し、施設等利用給付を受けるための要件



次の①から④の**全て**に該当し、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

① 新年度の4月1日時点の年齢が3～5歳または、0～2歳で市民税非課税世帯である。

②「保育を必要とする事由」がある。→(4 施設等利用給付認定の受け方 参照)

③認可保育園または認定こども園保育園部に入園していない。

美作市立保育園はすべて認可保育園です。

④企業主導型保育所に入園していない。

企業主導型保育所は企業が作った定員20人以上の保育所で、運営費を国から受けて運営されています。入園している方の保育料は無償化の対象ですが、手続きは企業で行われます。該当かどうか、また、詳しい内容は、利用される保育施設におずねください。

4 施設等利用給付認定の受け方



認定を受けるには、保護者(父母)に、以下いずれかの「**保育を必要とする事由**」があることが必要です。(美作市立保育園の入園要件と同等)

施設等利用給付は、今年度からの新たな給付ですので、該当の方は全員認定手続きが必要です。

【保育を必要とする事由】

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 就労 | 居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としている。(ひと月に48時間以上の就労) |
| 2 妊娠・出産 | 妊娠中であるか又は出産後間がない。(出産後2か月以内) |
| 3 保護者の疾病・障害 | 保護者が疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。 |
| 4 同居親族等の介護 | 同居の親族を、常時、介護または看護している。(長期入院を含む) |
| 5 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 |
| 6 求職活動 | 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている。(認定後3か月以内) |
| 7 就学 | 学校等(職業訓練校含む)に就学している。 |
| 8 その他 | 育児休業取得時にすでに保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要。児童虐待、DVの恐れがある。その他上記に類する状態と市が認める場合。 |



保育を必要とする事由がない(保育の必要性がない)場合は、無償化の対象になりませんが、これまでどおり、認可外保育施設等を利用することはできます。(有償での利用)

施設等利用給付認定の流れ

① 申請 ※申請は毎年必要です



利用する保育内容	申請先	年齢 (認定種別)	提出書類
市内幼稚園(認定こども園幼稚園部)の 預かり保育を利用する場合	教育委員会教育総務課 (書類は各幼稚園・認定こども園に提出可)	3~5歳 (第2号)	①子育のための施設等利用給付認定申請書<様式1> ②「保育が必要な事由」を証明する書類(次頁参照)
上記以外の場合	保健福祉部 子ども政策課	3~5歳 (第2号)	① ②同様 ③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書<様式2>
		0~2歳で 非課税世帯 (第3号)	① ② ③同様 ④平成31年度課税証明書(保護者が平成31年1月1日時点で、美作市に住民登録がなかった場合のみ)

【保育が必要な事由を証明する書類】

事由	必要書類
就労	就労証明書<様式3>
妊娠、出産	母子健康手帳の写し
保護者の疾病、障害	身体障害者手帳など
同居親族等の介護、看護	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、介護保険証、入院計画書など
災害復旧	罹災証明
求職活動	求職活動申立書<様式4>
就学	在学証明書または顔写真付きの学生証(就学後の場合)
その他	状況について記載

【申請書の提出期限】 保育利用希望月の前月の末日まで

例:4月分から利用したい場合は、3月31日まで

② 審査

提出された申請書類をもとに、美作市が、保育が必要であるか(施設等利用給付対象か)審査します。必要に応じて勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

③ 決定

申請があつてから、14日以内に保護者へ「施設等利用給付認定通知書」を送付します。「施設等利用給付認定通知書」を、利用する施設等に提示してください。認定後、申請した内容に変更が生じた場合は、美作市に申し出が必要です。

5 施設等利用給付の額

認可外保育施設等の保育は、組み合わせて使うことができ、その合算額が、施設等利用給付の対象になります。(ただし、幼稚園に通園している場合は「幼稚園の預かり保育」のみが施設等利用給付の対象になります)

施設等利用給付には上限額があり、上限額を超えた部分は自己負担になります。

また、対象は「保育料」のみで、食材費、送迎費等、対象にならない経費があります。

年齢は、新年度の4月1日現在	給付上限額(月額)
3～5歳	37,000円まで
0～2歳で市民税非課税世帯	42,000円まで
認可幼稚園に通園している児	11,300円まで(預かり保育分)

6 施設等利用給付の請求

「幼稚園の預かり保育」の保育料については、請求手続きは不要です。かかった利用料から、施設等利用給付の対象になる保育料を差し引いた額を、幼稚園にお支払いいただきます。（現物給付方式）

その他の、認可外保育施設等の保育料は、かかった利用料の全額を利用した施設等にお支払いいただき、健康づくり推進課に請求書類を提出して下さい。後日、施設等利用給付の対象になる保育料を、指定された口座に振込みます。（償還払い方式）

請求の手続きに必要な書類は以下のとおりです。

【請求書類】

- ① 施設等利用費請求書(償還払い用)＜様式 5＞
 - ② 利用した施設等から発行された領収書＜様式 6＞
 - ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書＜様式 7＞
- ※ ファミリー・サポート・センターを利用した方は、＜様式 8＞

③は、利用した施設等に記入してもらってください。

書類は、添付している様式をコピーしてご利用ください。

不足の場合は健康づくり推進課、市役所、総合支所窓口にあります。

また、美作市のホームページからダウンロードもできます。

【給付(市からの支払)】

毎月20日までに請求書類を提出されたものについて、翌月末日までに振込みを行います。複数月まとめて請求することもできます。

【請求権の有効期限】

請求ができる期間は、保育を受けた日から起算して2年以内です。

請求忘れがないように、ご注意ください。

(問合せ先)

認可外保育施設等の利用全般について

保健福祉部 子ども政策課

美作市北山 390-2

TEL:0868-75-3911

幼稚園の預かり保育について

美作市教育委員会 教育総務課

美作市江見 945

TEL:0868-72-2900